



Title	報告1 法文化の共生と東アジア法哲学の課題
Author(s)	今井, 弘道
Citation	北大法学論集, 49(3), 226-235
Issue Date	1998-09-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15788
Type	bulletin (article)
File Information	49(3)_p226-235.pdf



[Instructions for use](#)

報告一 法文化の共生と東アジア法哲学の課題

今井弘道

一、近年の東アジアにおけるめざましい経済的發展の結果、この点で欧米と東アジアを先進／後進という枠組で見るとは不適切になった。また経済に伴った政治的・文化的發展にも

顕著なものがある。こうして現在、アジアとりわけ東アジアは、対化し、一元的發展史觀の枠組を打ち壊し、「差異」を比較法文化論の対象とする冷静な考察が可能となったことを意味している。

目覚しい経済發展を遂げつつある。日本やNEOSに関する限り、経済の意味では、いわゆる西欧先進国との差異は、原理的意味を失った。かくして「アジア的停滞」をアジアに本質的な固有性をとみなす議論は現実的外れであったことが示された。逆に、この成功の根拠を「アジアに固有の価値」に求め、西欧的「普遍主義」に對置する議論が、学問的に／政治的に、アジアの自己主張として、さまざま形で提起されるに至っている。当否はどうであれ、そのような主張がなされるといふ事實は、西欧近代法は「普遍性」と「絶対的価値」をもつとの見解を相

このことは、ヘアジアの西欧との遭遇」というここ数世紀の歴史が実践的・理論的に一応の総括をなされるべき段階にきていることをも含意している。いわばヘポスト・オリエンタルイズム」を展望すべき現在、西欧とアジアはいかなる関係に立ちうるかが問われているわけである。このことはとりわけ普遍主義的思考様式を濃厚にもつ権利思考／法思考にとって重大な意味をもつ。その反面で、近代とは何であったかが、西欧近代・近代法を支えた世界觀・人間觀とアジアのそれとの対比の中で、あらためて問い返されてもいる。

無論、「南北問題」が解消されたわけではない。また、現在

のわれわれは、地球環境問題との関係での産業社会の制御の必要性など、新たな問題も抱えこみつつある。だが、少なくとも欧米と東アジアを「単線の発展史観」に立脚した「先進国―後進国」パラダイムで見ることの妥当性が失われつつあることは、今や否定しえない事実だろう。

こうして現在、両者の関係を見る新たなパラダイムが求められている。欧米以外の地域は、近代西欧が実現した普遍的価値の後追いの実現を無条件に求められている、と見ることを否定するパラダイムである。法学的観点からも同じことがいえる。西欧近代は人権思想を完成させた、他の地域はそれを実現させる歴史的義務をもつ、と見る単線発展的（人権史観）は妥当性を失いつつある。法文化の多様性が肯定されつつあるといってもよい。このことを明確にしなければならないのは、経済の資本主義化とその発展が直ちに人権尊重の社会をもたらすわけではないこと、それが権威主義社会に帰結し、それを恒久化する場合があること、更には、欧米資本主義社会が可能にした従来の人権概念もそれ自体としては不十分なものにすぎないことが明らかになっているからである。単線史観はこのことへのわれわれの視線を閉ざしかねないのである。

こうして、多様性の肯定という観点に立って、へ複数の文化

が「共生」すべきだ」との要請がさまざまな形で現われている。しかし、この種の要請には、二重の意味で注意すべき点がある。第一は、「存在すること」を「正当に存在すること」と混同する（底なしの相対主義的多文化主義）がそこに混入して、既成の権威主義社会を正当化する機能を果たしかねないこと、第二に、その裏面として、従来の人権概念を制度的に実現している先進国の文化を、やはり無批判に正当化する危険性をもつことと、である。多文化の「共生」の要請は、このような現存する文化の「涙脆き容認とその間の共生」に帰結する文化的保守主義の戦略に墮することがあってはならない。

へ個人の権利を尊重する従来の意味での価値個人主義的法文化はキリスト教文化と資本主義経済体制とに対応しあっていた。この価値個人主義的法文化が普遍性を主張し、その普遍性がそれ以外の特殊なるものへの排他性にまで高められた時、それは文化的帝国主義となった。いわゆる「人権外交」は、文化帝国主義的干渉の正当性根拠を人権の普遍性に求め、文化の多様性を否定する。その否定は、しばしば「特殊」を「普遍」からの逸脱と見る「差別」に他ならなかった。

ところで、単線の発展史観の否定は、必然的に（底なしの相対主義的多文化主義）に帰結し、人権の普遍性の否定を伴うの

か否かが、この文化的帝國主義との関連で問題となる。ここでわれわれは、形を変えた古典的な「価値相對主義問題」に遭遇しているのだ。私は、単線史観の否定・多文化主義の肯定は人權の否定に直結しないと考えるが、ともあれこの問題は、現代の焦眉の法哲學的問題、とりわけ東アジアに生きる者の避けることのできない問題となっている、と考えている。

この問題がわれわれに重要なのは、東アジアの諸国は、丸山真男のいう「開国」を経験しなければならなかったし、これからも経験し続けなければならないからだ。「開国」とは、「高度に發達した異質文明との急激な接触」、しかも「輸入超過的な接触」を意味する。この「開国」の意味への反省が、そしてそれと文化的 Identity の関係の反省が、今欧米と経済的に肩を並べつつある東アジアに求められている。その反省は、他面で、従来の「普遍」主義的法イデオロギーを相對化し、その弱点を克服する機縁でもなければならぬ。以上のような観点に立つて、東アジアの法学・法哲學にとつて歴史的な意味をもつ本大会に対する私の基調報告を行っていきたい、と思う。

この問題の考察は、(多文化主義を支える真の「寛容」は基本的な価値的枠組の存在を要請する)という前提から出發するべきであろう。例えば宗教上の「寛容」は、究極的な信念枠組

の個人自身による選択——つまり信教・良心の自由——を基本的価値と見、それを多様な宗教観をもつ諸個人の「共生」の条件と見ることによって可能となる。この意味で、信教・良心の自由を謳う憲法体制は、諸個人の選択による多様な価値へのコミットメントとその多様性の「共生」状態の実現を基本的な価値性とする「寛容」を體現した体制だといえることができる。

この意味での価値個人主義を前提しない「寛容」は、集団間・教団間の「寛容」ではありえても、個人に対する「不寛容」につながるものが多く、整合的に「寛容」ではありえない。多文化主義がこのようなものであつてはならない。

この議論は、近代西欧に成立した人權概念がもつ普遍的意味の容認を、究極的価値を個人人格のうちに求める「価値個人主義」の容認を、無条件的にはないが、原則的に含んでいる。ただこの「価値個人主義」は人權外交を正当化する意味での人權の価値的普遍性に直結しない。これには二つの理由を挙げうる。

第一は、人權外交の正当化は、キリスト教文化と資本主義経済とに基礎を置く西欧ヴァージョンの「価値個人主義」の不当な普遍化を前提しているという理由である。そのような「価値個人主義」は、しかし、「価値個人主義」の一ヴァージョンにすぎず、それだけが「価値個人主義」なのではない。この点は

後にやや具体的に述べるが、このことが確認できれば、単線の発展史観の否定を「価値個人主義」とその法的表現との否定に短絡させることを避け、「価値個人主義」を多文化主義と接合させうる筈である。

第二は、個人の権利を否定・抑圧する法文化は「民族」や「民族を基体とする国家」を価値と見る「価値集団主義」に立脚しているとみなしうるが、人権外交も主権国家間の国際政治的力学の一ヴェクトルたりうる限りで、畢竟はこの「価値集団主義」にコミットしており、人権は外交手段とされているにすぎないという理由である。この点で人権外交は、例えばアムネスティ・インターナショナルの行動とは、原理を異にしている。人権外交とは逆に、「価値集団主義」的法文化との無批判的な共生を価値と見る立場も、真なる「寛容」とはみなしがたない。法文化間の共生という観点が、或る法文化の内部での「価値集団主義」と「価値個人主義」とのコンフリクトにおける前者の肯定につながるならば、そのことは問題視されねばならないであろう。

こうして多文化主義と「寛容」は「価値個人主義」を基本的な価値枠組として前提することによってはじめて整合的でありうる。つまり、文化の接触の中で、その動向を支配するべき主

体は、最終的には、その接触の渦中に立つ個々人の選択であるべきだ。従って、例えばエスニックの集団主義的な伝統とその中に立つ個人の間のコンフリクトを、個人の選択を通して、解決していく可能性が、多文化主義の容認と両立されねばならない。そしてこの意味での「価値個人主義」が前提されるべきだ、私にはこのように思われる。

要するに私は、現代では「価値個人主義」は不可避であり、普遍的意味をもつと考えている。しかし勿論、現代世界に「価値個人主義」を否定する法文化は、数多くある。そこで、そのような法文化は直ちに否定されるべきか、が次に問題となる。しかも、へ底なしの相対主義的多文化主義に陥ることは既に否定されている。このディレンマにわれわれはどのような解答を下すべきなのか。

第三の道が存在しうる、と私は考えている。つまり、いまだ個人的価値を実現していない法文化でも、それを実現するための「場」として、文化的背景として有効に機能しうるものがありうる。その場合、その法文化は批判の対象とされてよいが、それに個人の権利を尊重する法文化を外在的に対置しても意味はない。重要なことは、その所与の法文化を機能転換させることだ。個人的価値を実現する法文化が無から突然生ずるこ

とはありえない。そのような法文化は、文化接触の中に立つ個々の主体的な「編集」の営為によって創造されていくものでなければならぬ。所与の法文化は、そのような創造を可能とする機能を持つものへと機能転換させること、このことこそが重要なことなのではないだろうか。

例えば私がアジアの多くの友人をもつ場合、私は、その友人達との接触の中で新たな視野と感性を身につけ、いわば多文化的に生きる習慣を身につけていく。そしてそのようにしてえられた新たな観点から、過去の自らの発想や行動様式、ひいては日本の伝統を反省していく。そのことによって私は、やや大げさにいえば、私の「文化接触」の経験を、日本文化の新たな「編集」作業へと発展させていっているのである。文化のアイデンティティは、そのような諸個人の不断の「編集」作業を通して、発展的に維持されるべきものだとすべきであろう。

この立場は、個々人がある文化に宿命的に所属しているという観念をも、またより優位性をもつ文化には同化すべきだとする観念をも否定するものであり、しかも明らかに「価値個人主義」の一ヴァージョンでありえている。無論、もろもろの個人の「編集」の営為は、対立しあう場合が少なくないであろう。このような緊張に充ちた過程を可能な限りフェアなものとして

保障する可能性を固有の法文化にもたせることができるなら、その限りで、固有の法文化への、限定された意味での積極的な評価にも、重要な意味がありうる。しかも、この文脈で主張されている「個人主義」はキリスト教的・資本主義的個人主義という意味での「西欧的ローカリズム」に納まるものでもない。このことは、留意されてしかるべきことであろう。

無論、そのような主体的個人による営為が生産的なものとなるためには、個々人に可能な限りの情報の開放が必要であろう。また、主権的国民国家の限界内にとどまる議会や裁判だけでなく、それとの対抗・緊張関係を維持しうる地方自治やその他の多元的な諸制度・諸団体が、また国境を越えた市民の交流が、そのようなフェアな闘争の場として設計されるべきであろう。しかもこの営為は、既に明らかのように、個々の法学者・知識人においてだけでなく、法文化そのものにおいて、つまり法文化の中で生きて行為する国民ひとりひとりのコミットメントを通してなされるのでなければならない。まさにここにおいては、「多事争論」の精神が支配するものでなければならぬのである。文化それ自体が主体となって他の文化と衝突したり和解したりするかのごとき実体化思考は避けられねばならない。民主的で自由な場は国民ひとりひとりの生産的なコミットメントのため

にこそ必要なのである。現代における「開国」問題に対処する法制度問題の核心はここにあるのではないか。

私は、この問題の具体化に向けて決定的な展望を提示しようわけではない。しかし、ごく最近死去した日本の代表的な思想家である丸山真男の議論枠組の図式的な整理を通して、生産的な議論の方向性を示唆することならできるとも知れない。以下で私は、本シンポジウムを企画した一日本人法哲学徒として、その試みの概略を示すことによって、アジア法文化の創造的発展の可能性について考えてみたい。

二、丸山が問題にしたのは、一九世紀中葉以降の西欧文化との「接触」の中で、日本の近代国家の形成は、自由主義と民主主義の実現を通して底辺にまで拡大された健全な *nationalism* に支えられるべきだということであった。自由主義と民主主義は *nationalism* の発展契機と理解されたわけだ。それは丸山の明治国家への視点でもあり、第二次大戦後の日本に対する視点でもあった。しかし実際には、明治以降の日本の *nationalism* は「開発独裁」類いの、そしてある意味では「開発独裁」体制のモデルとなった「天皇制官僚的国家主義」体制に帰結した。この国家主義は排他的で好戦的な帝国主義となり、第二次大戦

に至る悲劇を辿った。丸山は、この過程への批判的意識に支えられながら「日本に於ける近代」の成熟過程を究明し、その過程を更に押し進めようとした。そして、〈神話的正統性に支えられた国家主義〉の〈民主的正統性をもつ国民国家〉への転換を戦後日本の課題とした。

この枠組の中で、丸山は、相対性思考に徹した。それを普遍的なものに接近する最良の戦略と考えたのだ。〈底なしの相対主義を否定するための相対化思考〉である。明治国家は、神話的な価値信仰を〈*national*なもの〉に貫徹させ、もつて政治的意識をもたない庶民を国家に包摂しようとした。しかし丸山には、〈*national*なもの〉とは、自由主義・民主主義の制度——しかも、すぐれて多元的な構造を備えた制度——の下で可能となる経験を通して、非政治的庶民が政治的判断力をもつ市民になるべき「場」であった。自由主義・民主主義は、自己目的ではなく、〈神話的価値〉に惑溺しない自律的市民が成立可能となる制度的条件と考えられた。この意味では、自由主義・民主主義もまた相対化されたのである。彼が人権を重要視したのも、価値実体としてではなく、このような「場」の主體的な構成契機としてであった。こうして個人と国民——国民国家——は排他的に対立する二つの価値実体とは考えられることはな

料 かった。

資

この意味で彼にとつて価値個人主義／価値集団主義の二元的図式は平板なものとして否定されるべきものであった。重要なことは、〈内容豊かな個人主義的価値を可能にする「場」としての国民的政治文化〉の実現であった。その政治文化の中で、個々人が、文化接触の渦中に立ち外來文化と独自文化の緊張關係に耐えること、その中で反個人主義的な日本独特の儒教文化の硬直的伝統とそれに立脚する天皇制的 particularism と戦うことであつた。また個々人の競争的な「編集」の営為の過程を通して新たな伝統を創出することであつた。つまり、国民的政治文化を形成する際に重要と考えられたものは、個々人のこのよゝうな競争や紛争を伴う「編集」の営為と、それがもたらす「多事争論」の過程を可能な限りフェアなものとして保障する制度的枠組みだったのである。

このような発想は、その限りでは、「普遍的な発展段階論」を超えている。事実、やがて丸山は、「普遍的な発展段階論」を自覚的に否定し、日本の思想にひそむ particularistic な様相に關心を集中させた。課題を放棄したのではない。日本の思想の particularistic な要素が、国民的政治文化を形成する際に、常にある一定のヴェクトルを与えること、そのことが注目したか

らであつた。健全な国民文化の形成に対する想像以上に強力な阻害要因として作用してきたことを痛感したからだ。そこに更めて注目し、それを概念的に理解しようとしたのだつた。

ともあれ、以上のような事態を明確に自覚したそれ以後の丸山は、西欧の模倣を「疑似普遍主義」として、やはり自覚的に否定した。「普遍的な発展段階論」の否定は、自分の発想を模倣主義に類似のものと見る解釈の明確な拒否を意味するものであつた。しかし彼は、既に明らかのように、他方では、自國の particularistic な要素を実体化してそこに立てこもることも、その要素からの一國主義的な「内発的」近代化を願望することも、否定している。明治以降の歴史は、一面でこの「疑似普遍主義」の歴史であり、他面でそれへの particularistic な「古層」の対抗的な隆起の繰り返し歴史でもあつた。しかし、そのいづれでもない新たな文化形成への飛躍も、萌芽的に見られなくもなかつた。それゆゑ重要なことは、〈外からの文化的インパクト〉と〈内からの反発・「古層」の隆起〉の緊張關係の具体相をより鮮明なものとし、その中で主體的個人の意義を強調し、過去の非合理的なるものを漸次的に除去していくことを通じて自國の法・政治文化を〈個人の権利を尊重する法文化〉へと飛躍・転換させていく個々人の営為をエンカレッジしていく

ことにある、と見た。particularisticな様相への関心も、文化接触がもたらす生産性を歪曲なしに開花させ、へ個人の権利を否定・抑圧する法文化に親縁性をもつ契機克服のための準備作業に他ならなかったのだ。

このような緊張関係の中に立つて外来／自国双方の文化を理解している者は、しばしば universalism と particularism の二元性に引き裂かれ、一方を一面的に主張する人に対しては他方を擁護してしまう分裂した自己を経験せざるをえない。そのディレンマの中で、その双方を相対化して選択的淘汰の対象としつつも、単純な二者択一の問題とせず、分裂の裂け目を見据えつつ永続的に新たな文化を「編集」していくという営為、「胸中に二物を容れて其の運動を許」すことよって可能となるこの営為は、折衷の作業ではない。生産の作業である。それは過去への忠誠においてではなく、未来への生産的な作業において個々人と文化の双方の identity を維持する営為である。

このような主体的な個人それ自体も、実際は所与的なものではなくあり得ず、「胸中に二物を容れて其の運動を許」す法文化の中で可能となるものであろう。逆にまた、この個人なしには、この法文化は具体的な形では成立しえない。問題は、この個人と法文化の循環運動を立ち上げることにある。この循環運動の

中では、旧来の文化が相対化されるだけでなく、「普遍的なもの」として同化を強要する外来文明もまた相対化される等である。このような丸山の議論は、外的同化強要の受難者であり、それ以上に加害者でもあった日本の歴史的経験を批判する意味をもった。それは同時に、異なった文明間の理性的対話の具体的なあり方の提示へとつながるものであった。

三、丸山には、多元的価値が許容され、それぞれが切磋琢磨しあうリベラルで民主主義的な場が存在するべきであり、そこで展開される「多事争論」こそが、自由な主体を形成し、もって健全な国民的政治文化・法文化を成立させるとする丸山には、この多元的諸契機はあくまでも国民国家へ収斂していくべきものであった。彼にとつて国民とは「運命共同体」であった。いかに洗練されたものであったにせよ、この点に丸山の nationalism への「惑溺」があった。少なくとも、現在の時点では、このことを、批判の対象とすることにひるんではならないであろう。例えばカール・シュミットは、丸山とは逆に、社会の多元論化をへ主権国家の危機の主因と見て、それと闘った。私はむしろ、このシュミットの議論枠組を逆転させて、社会の多元論的構成を、

主権国家の限界性を internationalism の方向に越えていく可能性をもつものと評価すべきだ、そのことには十分な現代的意味があると考えている。経済的利己主義と主権的国民国家、そしてそこから成長した産業社会の地球規模での負の帰結と対決することに、従ってまた産業主義的 globalism と対決することに、多文化主義と並ぶ現代のもう一つの大きな法哲学的課題があると考ええるからだ。今それが、上述してきた個人主義の精神において、多文化主義問題・文化接触問題と接合されねばならない。しかも、文化を国民社会の狭い限界から解き放つことが、現代の創造的文化の一層の発展のための緊急の課題ともなりつつある以上、それは文化の側からも早急に求められていることなのだ。

無論、個人の尊厳を支えるに必要な限りの物質的豊かさの実現は、多くのアジア諸国の今日的課題であり続けている。先進国の市民は、〈持続可能な発展〉の限界内に自らの産業社会を制約しつつ、この点で可能な限り発展途上国に協力しなければならぬ。この問題との関係では、先進国と発展途上国との間の国際的正義の構想と実現が緊急のものともなっている——例えば CO₂ の消費量の配分問題——。ここでわれわれは、個人としての人間の尊厳と「所有」あるいは「物質的富」との関係について、更にはその問題を視野においた上でのへ人間と自

然との共生のあり方について、深い再考を迫られてもいる。この意味でもわれわれは、自然を無限の加工対象と見るかつての経済的個人主義にとどまることはできない。それを越え、この問題を統御し、新たな経済社会のあり方をも「編集」しうる「価値個人主義」を模索しなければならない。この課題との関係においても、われわれは、西欧近代の思想に追隨しているだけではすまなくなっているのだ。

しかも、この問題に取り組む上で主権国家の能力的限界は、今や明白なものになりつつある。この問題については、global に考え、local に行動する市民の国際的な連帯と協調——Globalism——が決定的な意味を帯びるに至っている。主権国家に代わってこのような市民が歴史的な主体として登場しつつあるということは、現代法哲学が注目すべき現象のひとつであろう。それは、主権国家の限界を超えたところで、さまざまな難問に取り組み、新たな文化と社会の「編集」の営為を営み始めた local な市民的主体の成立を意味するものであるからだ。要するに、主権国家の限界の彼方には、地球環境問題や人口問題、女性問題、食糧危機問題、エイズ、麻薬問題その他さまざまな問題が山積している。産業社会の脱国家化・global 化がそれらの問題をより錯綜したものにしてもある。現在われわれは

その中で、多元的な法文化問題に生産的な方向で取り組みつつ、このような問題の解決を見出し、いかねばならない。無論そのためには、われわれが、歴史的存在としての近代西欧と主権的国民国家と産業社会を、相對視しうることが前提になるであろう。その上でさまざまな制度を構想していく能力が、現在のわれわれには問われている。

このような状況の中では、nationalism への「惑溺」が時代適合的でないことはいうまでもない。この問題の具体相を論ずることは、この基調報告の枠組を越える。ただ、「胸中に二物を容れて其の運動を許す法文化のあり方は、この主権国家の限界性を越え、産業社会を脱産業社会の方向に越えていった上でもなお、継承・発展させられねばならないであろう。その中で主権国家と産業社会に基礎を置く「価値個人主義」をへ持続可能な発展」と建設的な多文化主義を担う「価値個人主義」に作り替えられていくであろうし、そうなるのでなければならぬ。近代は、近代の遺産を継承しつつ克服されねばならないのだ。東アジアは、その方向性を切り開くための有力な担い手とならねばならないし、またなりうるいくつかの客観的条件に恵まれている。

おそらく本大会は、このような問題の具体相を論ずるための、

歴史的な一歩になるものと私は期待している。無論、東アジアの法哲学者としては、われわれは、今日ここで初めて出会ったのであり、そのこと自体、考えようによっては極めて奇妙なことなのだが、この奇妙さを否定していく第一歩として、本大会は大きな意味をもっているといつてよいであろう。可能であれば、この大会は、更に第二回・第三回と継承・発展させられていくべきものであろう。「継続は力なり」という言葉の意味を念頭において未来を展望し、新たな Asian Alternatives の創造的な追求を期して、二日間の討議の稔り豊かなものであることを、祈りたいと思う。